

板橋区主任介護支援専門員研修受講者推薦要領

(平成 24 年 9 月 30 日 健康生きがい部長決定)

1 目 的

この要領は、東京都主任介護支援専門員研修事業実施要綱第 3 条第 4 項の区市町村推薦要件イ「質の高いケアマネジメントを実施し、地域の介護支援専門員の研修、支援及び連携体制の構築業務を担い、地域全体のケアマネジメントの向上に資することが期待される者」についての板橋区の推薦基準について以下のとおり定める。

2 推薦基準

(1) 必須要件

ア 事業所の要件

- (ア) 事業所の实地調査（都、板橋区の实地指導等）の結果に特に問題がなく、指導等が終結していること。
- (イ) 集団指導に参加していること。

イ 受講を希望する介護支援専門員等の要件

- (ア) 板橋区内の地域包括支援センター、居宅介護支援事業所又は介護保険施設等において、常勤専従の介護支援専門員又は主任介護支援専門員に準ずる者として配置され、勤務していること。
- (イ) 板橋区内での実務経験が 2 年程度以上あること。
- (ウ) 地域包括支援センター又は関係機関と連携し、虐待など支援困難事例等のケアマネジメントを担当している又は担当したことがあること。
- (エ) 板橋区又は地域包括支援センターが主催する研修会、事例検討会、ネットワーク作りのための情報交換会、地域連携会議等に、積極的に参加していること。
- (オ) 東京都主任介護支援専門員研修終了後、最低 1 年間は、引き続き板橋区で働く予定があること。

(2) 任意要件

- ア 都又は都内の区市町村等が実施する介護支援専門員研修において、講師又はファシリテーターを行った実績があること。
- イ 都又は都内の区市町村等が設置する介護保険関係の窓口において、相談員を務めている又は務めた経験があること。
- ウ 都又は都内の区市町村等が主催する事例検討会においてケアプランの指導に携わっている又は携わった経験があること。
- エ 地域包括支援センターが主催する地区の介護支援専門員連絡会において、研修の企画・運営に携わっている又は携わった経験があること。

オ 勤務する事業所において、一定以上の実務経験年数があり、かつ指導的な立場（役職）にあること。

3 選考（審査）

審査は、書類提出等により、推薦を受けようとする者が、質の高いケアマネジメントを確保し、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資することが期待できるか、その考え方や資質等を十分に確認した上で、都へ推薦する。

4 研修終了後の協力

推薦を受けようとする者及び事業者は、板橋区の推薦を受けて東京都主任介護支援専門員研修を修了し、名簿登録された場合は下記の協力を行う。

- (1) 板橋区が行う事業に派遣等依頼があった場合は協力すること。
- (2) 板橋区及び地域包括支援センター等からの支援困難事例の受け入れに積極的に取り組むこと。
- (3) 地域貢献や他の事業所の介護支援専門員に対する指導・助言などの役割を担うこと。
- (4) 板橋区が名簿（氏名、勤務先、勤務先住所、勤務先電話番号）を板橋区内の地域包括支援センターへ提供することに同意し、板橋区及び地域包括支援センターが実施する各種の主任介護支援専門員支援事業に協力すること。
- (5) 勤務先の変更・退職時には、区市町村主任介護支援専門員担当まで、その旨を連絡すること。

5 情報の非開示

この要領による研修受講の推薦者及び研修受講希望者に係る推薦の有無に関する情報は、推薦に係る事務執行のために東京都福祉保健局に提出する場合、その他の規定により開示する場合を除き、開示しない。

付 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。